# い被保険者証と

保険料額決定通 知書を送付 します

新しい被保険者証と平成25年度の保険料額決定通知書を7 または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 市民課国保医療係☎21-9061、 確認してください 各支所市民福

後期高齢者医療被保険者証を、

8月1日に更新します。

月中旬に送付しますので、 078-326-2021(コールセンター)

被保険者証

診してください。 医療機関の窓口で提示し、 からは、 毎年8月1日です。8月1日 被保険者証の 新しい被保険者証を 更新 時期 ĺ

ます。また、特別な事情で納 とがあります。未納がある場 期被保険者証)を送付するこ は、有効期限が短い保険証(短 付が困難な場合は、 合は、早めに納付をお願いし 保険料の納付状況によっ 早めに相 7

> 整復、 ジなどの施術を除く)。 事代も減額されます。ただし、 対象は保険診療分です(柔道 度額までとなり、 来・入院とも区分に応じた限 月に支払う自己負担額が、 ことで、医療機関ごとに1カ 下、「減額認定証」)を提示する 標準負担額減額認定証」(以 鍼灸、 あんまマッサ 入院時の食 外

認定証の交付を希 す。対象となる方で新たに減 る方には、新しい減額認定証を 8月以降も引き続き対象とな 被保険者証と一緒に送付しま

※日高町羽尻および但東町天谷の方は、

保険料を月割りで計算します。

現在、減額認定証をお持ちで

所得割額

(平成24年中の総所得

金額等-330,000円)

 $\times 8.81\%$ 

談してください。

望される場合は、

均等割額

被保険者1人当たり

44,320円

均等割額が異なります。

に該当)の方は「限度額適用

請してください。

の担当窓口に申

表1の区分で低所得Ⅰ・Ⅱ

帯員全員が住民税非課税

標準負担額減額認定証

ます。 ■保険料の計算方法



被保険者一人 保険料は、

保険料額の決定通知 人が支払い

1人当たりの 平成25年度の 特例で所得割の料率と

保険料額

保険料額

(上限55万円)

### ■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(表1)

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したとき

※保険料を決定する基準日は、原則4月1日です。

	一部負担 金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代				
区分		個人単位 (外来)	世帯単位 (入院含む)	の標準負担額 (1食当たり)	該当条件			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (医療費 – 267,000円)× 1% [44,400円] ※注 1	260円	保険者が 得145万円 い方(※注	帯に住民税課税所得145万円以上の被いる世帯の方。ただし、住民税課税所付以上でも収入が一定の金額に満たな 3)は、市の担当窓口に申請すること 割負担となります。		
一般	1割	12,000円	44,400円	260円	現役並	み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方		
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※注2	世帯全員 が住民税 非課税	低所得 I 以外の方		
低所得 I	1割	8,000円	15,000円	100円	世帯全員 が住民税 非課税	・各所得が必要経費・控除(公的年金 等控除額は80万円として計算)を差 し引いたときに0円となる方		

]内は過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額 ※注1…[

]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要) ※注2…[ ※注3…・同一世帯に被保険者が1人の場合の被保険者の収入…383万円未満

- ・同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合、 被保険者と70歳以上75歳未満 の方全員の収入合計…520万円未満
- ・同一世帯に被保険者が複数の場合の被保険者全員の収入合計…520万円未満

### 一保険料の納付方法

普通徴収です。

①普通徴収 金天引)の2通りです。 書での支払い)と特別徴収(年 年3月まで毎月(9回)納付 普通徴収(口座振替や納付 の支払いです。7月から翌 方は、口座振替や納付書で の受給額が年18万円未満の 対象となる年金

3回に分けた額 **納付方法に変更**することができ

10月

(4期)

本徴収

12月

(5期)

7月に確定する保険料年

※特別徴収の方は、本人の申し出で口座振替による ますので、希望の 市の窓口に相談して ください。

8月

(3期)

仮徴収

6月

(2期)

前年度の2月(6期)に支

を得た日の前日に被用者保険

[健康保険協会、

健康保

後期高齢者医療制度の資格

災害などで大きな損害を受

整役とし

本年

ィアの調

ボランテ 学校支援

|被扶養者だった方の軽減

額が5割軽減されます。

ていただいた額

の方は、原則、 の受給額が年額18万円以上 対象となる年金 額から仮徴収額を差し引 年金から天

引きです。

2月 (6期)

は、総所得金額などから年 65歳以上の公的年金受給者

金所得の範囲で最大15万円

②特別徴収

していただきます。

①均等割額の軽減 年度途中で保険料の 年度途中で他 更となった方 転入した方 年度途中で障害認定により 度途中で75歳になった方 の市町

額

が

村

から

# 所得の低い方の軽減

どで判定されます。 帯主の所得金額の合計額な 軽減割合は、 が軽減されます(表2)。 得水準に応じて、 被保険者と世 均等割 世帯の 額所

所得割額の軽減 控除後の総所得金額などが を負担する方のうち、 58万円以下の方は、所得割 を控除し判定されます。 所得割額 基礎

■衣∠							
軽減割合	総所得金額等(被保険者+世帯主)	軽 減 後 均等割額					
9割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下で、被保険者全員 が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所 得がない場合)	4,432円					
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	6,648円					
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数 (世帯主を除く)」以下の世帯	22,160円					
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数」 以下の世帯	35,456円					

たり、

地域を愛する心が育つ

あいさつを交わすようになっ

交流を持ち、

触れ合うことで

子どもたちは、

地域の方と

子どもを育んでいただいて まな支援を受け、地域全体で

ころ地域の皆さんからさまざ

市内の小・中学校では、

日

など、多くの効果が得られて

制度がありますので、 てください。 ■保険料の減免 次の方は、申請による減免 相談し

他の被保険者や世帯主が死 所得が著しく減少した方 亡したことなどで、 所得が軽減判定基準以下と 世帯の

※対象となる年金の受給額が

かからず、均等割額が9割 扶養者であった方は所得割は

なった方

など

を紹介します。

4月

(1期)

険組合、

共済組合など)の被

年18万円以上でも、

次の方

た学校支 に配置し

28 校

援コーディネー

ター の皆さん \_\_\_\_ ▲学校支援ボランティアの読み聞かせ

学校名 学校名 氏名 学校名 学校名 氏名 申込み・ 氏名 氏名 域本部事業実行委員会事務 局(生涯学習課人権 教育係) ☎23-0341 本田 博章 聰 中貝 正巳 悦子 奈佐小 太田 豊岡小 河本 八条小 三江小 中井 美幸 港東小 木下阿来子 百合早緒利 神美小 北村 京子 竹野小 港西小 問合せ》学校支援地 義信 鼙稜 木瀬 八代小 中竹野小 太田 靖博 竹野南小 正木喜美子 府中小 三好 和巳 藤本 均 日高小 岡本 浩 静修小 吉田 順-三方小 小松 弘道小 雀部 真理 福住小 武縄 伸子 寺坂小 田淵由加利 小坂小 吉田 準 小野小 ほだ 哲子 豊岡南中 森友 まみ 渡邉 合橋小 桑垣 浩司 高橋小 資母小 政仁 髭毅 中 照晃 木下 なつ 日高西中 植垣 港 田中 城崎中 三輪 博 森本中

援ボランティアの輪が広がる

支援活動が活発化し、学校支

今後も、

地域ぐるみの学校

よう、皆さんの温かい支援を

お願いします。

学校と

(敬称略)

## 豊岡市学校支援地域本部事業 豊岡市民のみなさまへ

ちょっと学校に力を貸してもらえませんか〟